

令和2年度採用試験案内
西北五広域福祉事務組合職員募集要項
(令和3年4月採用 福祉職)

受付期間	令和2年10月2日(金)～11月13日(金)
試験日	令和2年11月29日(日)
試験会場	西北五地域療育等支援センター(森田学園隣)
問い合わせ 受験申込書請求 受験申込み	西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係 〒038-2817 青森県つがる市森田町床舞鶴喰104-2 Tel.0173-26-3100

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
福祉職	2名程度	福祉型障害児入所施設「森田学園」において、障害児入所支援等の業務に従事します。交代制勤務で、早番・遅番・休日・夜間勤務等があります。
		児童発達支援センターである「ステップアップセンターもりた」において、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の業務に従事します。交代制勤務で、早番・遅番勤務等があります。
		「相談支援事業所もりた」において、障害児相談支援、一般相談支援、特定相談支援等の業務に従事します。

2 受験資格

年齢	昭和60年4月2日以降に生まれた者
必要な資格	下記の資格1～4のうちいずれか1つを有する者(令和3年3月末日までに資格を取得する見込みの者を含む。) 1. 保育士 2. 児童指導員任用資格(資格要件は別紙参照) 3. 社会福祉士 4. 社会福祉主事任用資格

◎ **受験できない者**

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

日 時	場 所	合 格 発 表
令和2年11月29日(日) (午前9時開始)	西北五地域療育等支援センター (森田学園隣) TEL0173-26-3100 つがる市森田町床舞鶴喰104-2	12月下旬予定

※ 可否の結果は、全受験者に直接通知するほか、組合ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

4 試験の方法及び内容

方 法	内 容
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能について試験を行います。 (30題、90分)
論文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、表現力等について一般的課題よる記述試験を行います。(800字以内、60分)
面接試験	総合的な人格、見識、人間性について、個人面接により試験を行います。

5 受験手続

受験申込書の請求	<p>ア 西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係で配布します。</p> <p>イ 郵送で請求する場合は、返信先を明記した返信用封筒(120円切手を貼ったA4版サイズのもの)を同封し、郵送用封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きの上、西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係へ請求してください。</p> <p>郵送による請求は、11月6日(金)必着分まで受け付けします。</p> <p>ウ ホームページ(http://www.shg-kouikifukushi.jp/)からダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>ア 受験申込書に必要な事項を記入してください。</p> <p>裏に氏名を記入した同一の顔写真(縦4cm×横3cm)を2枚用意し、1枚は受験申込書に貼り付け、もう1枚は後日郵送される受験票(申込時は貼付不要)に貼ってください。</p> <p>写真が貼られていない場合は、受験できませんのでご注意ください。</p> <p>イ 受験票には氏名を記入し、切り取り線に沿って切り取り、はがきの裏面に、貼ってください。はがきの表面には送付先となる住所、郵便番号及び氏名を記入してください。(私製はがきは63円分の切手を貼ったものに限る。)</p> <p>ウ 受験申込書と受験票を「西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係」に提出してください。</p> <p>エ 最終学校の卒業証明書(卒業證書の写しでは受付できません)又は卒業見込証明書を添付してください。</p> <p>オ 社会福祉士資格、児童指導員任用資格、保育士及び社会福祉主事任用資格の写しを添付してください。(すでに資格がある者のみ)</p>

	カ 郵送で申込書を提出する場合は、郵送用封筒の表に「試験申込」と朱書きをして、必ず特定記録郵便または簡易書留郵便で、「西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係」へ郵送してください。
受付期間	令和2年10月2日（金）から令和2年11月13日（金）まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。） 受付時間は、午前8時15分から午後5時までです。 なお、郵送の場合は11月13日（金）必着とします。
受験票の交付	受験票は、11月16日（月）頃に発送します。11月24日（火）までに届かない場合は、至急 森田学園 庶務係までご連絡ください。

6 合格から採用まで

合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為があった場合には、採用されない場合があります。

採用の時期は、令和3年4月1日の予定です。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、西北五広域福祉事務組合個人情報保護条例（つがる市個人情報保護条例第16条第3項準用）の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者が本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート、学生証等）を持参の上、午前8時15分から午後5時までの間に森田学園 庶務係に直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者	総合順位	合格発表の日から1ヶ月間	西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係

8 給与・勤務条件（令和2年4月1日現在）

- (1) 身分 地方公務員（一部事務組合職員）
- (2) 初任給 大学卒基本給月額182,200円（令和2年採用の新卒者の場合）
短大卒基本給月額163,100円（令和2年採用の新卒者の場合）
高校卒基本給月額150,600円（令和2年採用の新卒者の場合）
職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。
- (3) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月から3月までは寒冷地手当が支給されます。
また、それぞれの条件を満たした場合、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (4) 勤務時間 原則として、月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時
ただし、福祉職においては深夜の時間を含む交代制勤務があります。
- (5) 休暇制度 年次有給休暇（年20日（4月1日採用の場合は、採用の年に限り15日））、
病気休暇、特別休暇等

9 その他

その他詳しいことは、西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係へお問い合わせください。

西北五広域福祉事務組合 森田学園 西北五地域療育等支援センター 案内図



【受験上の注意】

- ① 受験の際は、「**受験票**」を必ず持参し、試験会場内の受付にて提示してください。
また、「**受験票**」は、大切に保管してください。
- ② 受験者は、試験開始15分前までに試験室に入室し、受験票の受験番号によって指定された机に着席し、受験票を机の上に置いてください。
- ③ 遅刻、病欠等による追試験等の制度はないので、遅刻しないように十分注意するようにしてください。特に、天候等の事情により交通機関の遅れが生ずるおそれのあるときは、十分余裕を持って試験会場にお出かけください。
- ④ 災害や事故等による交通機関の全面的混乱が発生した場合は、試験開始時間の繰り下げ等緊急の措置をとることがあります。
- ⑤ 試験時間中、机の上に置けるものは、受験票、筆記用具のみです。これ以外のものは、机の上に置かないでください。
- ⑥ 受験者は、試験開始後60分間及び試験終了前10分間において、試験室を退室することができません。
ただし、体調不良やトイレ等やむを得ない場合には、一時退室を認めることがあります。
なお、一時退室が認められた場合でも、休養室などでの受験はできません。また、一時退室した分の試験時間の延長も認められません。
- ⑦ 試験中に不正な行為をした者及び監督者の指示に従わない者は、受験資格を失うことになります。
- ⑧ 教養試験、論文試験、面接試験の一部でも受けない者は、採用の選抜対象から除かれることになります。
- ⑨ 試験当日に持参するもの
 - ア 受験票（受験申込書に貼った同一の写真を貼ること）
 - イ 筆記用具
 - ウ 昼食
 - エ 上履き
 - オ 本人確認をするので、本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート、学生証等）を持参し、受付に提示してください。

※感染症拡大防止のため、試験会場ではマスクの着用をお願いします。

別紙

児童指導員の資格要件について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）より
抜粋

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。